

処 分 基 準

平成26年 3 月 20日 作成

法 令 名：京都府風俗案内所の規制に関する条例
根 拠 条 項：第12条第3項
処 分 の 概 要：性風俗特殊営業者に対する指示
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律処分基準別紙2のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 （電話 075-451-9111 内線3035）
備 考：条例第12条第3項は、「公安委員会は、性風俗特殊営業者又はその代理人等が当該営業に関し、第5条第2項の規定に違反したときは、法第28条第5項又は第8項（法第31条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反するものとして、当該性風俗特殊営業者に対し、法第29条又は第31条の4第1項の規定により、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。」として、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による手続により指示が行われることを規定している。